

市第 155 号議案

横浜開港資料館条例の一部改正

横浜開港資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜開港資料館条例の一部を改正する条例

横浜開港資料館条例（昭和56年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 複製資料の利用等（第7条第1項に規定する複製資料の利用等をいう。）の許可等に関すること。

第4条第5項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第12条を第14条とし、第8条から第11条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条中第3項を第4項とし、同条第2項中「利用料金は、」を「第1項の利用料金にあつては」に改め、「額の範囲内において」の次に「、前項の利用料金にあつては1点につき1回2,000円の範囲内において」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 複製資料の利用等について、第7条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

第6条の次に次の2条を加える。

(複製資料の利用等の許可)

第 7 条 資料館の資料について、調査等のため、その複製の利用、撮影等（以下「複製資料の利用等」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び資料館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、複製資料の利用等が次のいずれかに該当する場合は、複製資料の利用等を許可しないものとする。

- (1) 資料の保全上支障があるとき。
- (2) 資料館の管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第 1 項の許可の手続について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(許可の取消し等)

第 8 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は複製資料の利用等を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 前条第 2 項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

別表中「(第 7 条第 2 項)」を「(第 9 条第 3 項)」に改め、同表備考に次のように加える。

3 展示室において、期間を限り、特別の企画による展示を行う場合の展示室及び閲覧室の利用料金については、この表の

規定にかかわらず、1 人 1 回につき 500 円とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜開港資料館の複製資料の利用等に係る利用料金を定める等のため、横浜開港資料館条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜開港資料館条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 4 条 次に掲げる資料館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第 1 号省略）

(2) 複製資料の利用等（第 7 条第 1 項に規定する複製資料の利用等をいう。）の許可等に関すること。

(3) （本文省略）
(2)

(4) （本文省略）
(3)

(5) （本文省略）
(4)

（第 2 項から第 4 項まで省略）

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 13 条第 1 項
第 11 条第 1 項に規定する横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（複製資料の利用等の許可）

第 7 条 資料館の資料について、調査等のため、その複製の利用、撮影等（以下「複製資料の利用等」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び資料館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、複製資料の利用等が次のいずれかに該当する場合は、複製資料の利用等を許可しないものとする。

- (1) 資料の保全上支障があるとき。
- (2) 資料館の管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第1項の許可の手續について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は複製資料の利用等を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 前条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用料金)

第9条 (第1項省略)
第7条

2 複製資料の利用等について、第7条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 第1項の利用料金にあつては別表に定める額の範囲内において
2 利用料金は、
、前項の利用料金にあつては1点につき1回2,000円の範囲内において、
指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

ただし、展示室において、期間を限り、特別の企画による展示を行う場合の利用料金は、500円の範囲内において、指定管理者が

教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4
3 (本文省略)

(利用料金の減免)

第 10 条
第 8 条 (本文省略)

(利用料金の不返還)

第 11 条
第 9 条 (本文省略)

(利用の制限)

第 12 条
第 10 条 (本文省略)

(横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会)

第 13 条
第 11 条 (本文省略)

(委任)

第 14 条
第 12 条 (本文省略)

別表 (第 9 条第 3 項)
(第 7 条第 2 項)

(表省略)

(備考)

(1 及び 2 省略)

3 展示室において、期間を限り、特別の企画による展示を行

う場合の展示室及び閲覧室の利用料金については、この表の

規定にかかわらず、1 人 1 回につき 500 円とする。